

防衛省訓令第39号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び
国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係訓令の整備等に関する訓令

第1条～第139条（略）

（自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定める訓令
の一部改正）

第140条 自衛官以外の隊員の標準職務遂行能力を定

める訓令（平成26年防衛省訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第25項から第28項までを削り、第24項を第25項とし、第3項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「別表第1の2」を「別表第1の2の2」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令本則の表1の項第2欄第1号の2に掲げる部局又は機関等（別表第1の2において「防衛人事審議会」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第1の2のとおりとする。

第3条中第29項を第26項とし、第30項から第34項までを3項ずつ繰り上げ、同条に次の3項を加える。

3 2 省令本則の表1の項第2欄第36号に掲げる部局又は機関等（別表第1の35において「防衛装備庁の内部部局」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第1の35のとおりとす

る。

3 3 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 3 7 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 3 6 において「研究所及び先進技術推進センター」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第 1 の 3 6 のとおりとする。

3 4 省令本則の表 1 の項第 2 欄第 3 8 号に掲げる部局又は機関等（別表第 1 の 3 7 において「試験場」という。）における標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第 1 の 3 7 のとおりとする。

第 4 条第 9 項中「技術研究本部内部部局」を「防衛装備庁の内部部局」に改める。

第 1 3 条中「「内部部局」」を「「防衛省本省又は防衛装備庁の内部部局」」に改める。

別表第 1 の 2 中「第 3 条第 2 項関係」を「第 3 条第 3 項関係」に改め、同表を別表第 1 の 2 の 2 とする。

別表第 1 の 1 の次に次の 1 表を加える。



別表第1の2（第3条第2項関係）

一般行政 防衛人事審議会

標準的な官職	標準職務遂行能力	
監察官	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。
	③判断	担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるることができる。



別表第1の3を次のように改める。



別表第1の3（第3条第4項関係）

一般行政 幕僚監部

標準的な官職	標準職務遂行能力	
総括官	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。
	③判断	担当分野の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	⑥組織統率	指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。
参事官	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、国民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。
	③判断	担当分野の課題について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
室長	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。
	③判断	担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
専門官	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案、事務事業の実施	組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。
	③判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。
	⑤業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	⑥部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
係長	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
	③協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
係員	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	③コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	④業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。



別表第1の4中「第3条第4項関係」を「第3条第5項関係」に改める。

別表第1の5中「第3条第5項関係」を「第3条第6項関係」に改める。

別表第1の6中「第3条第6項関係」を「第3条第7項」に改める。

別表第1の7中「第3条第7項関係」を「第3条第8項関係」に改める。

別表第1の8中「第3条第8項関係」を「第3条第9項関係」に改める。

別表第1の9中「第3条第9項関係」を「第3条第10項関係」に改める。

別表第1の10中「第3条第10項関係」を「第3条第11項関係」に改める。

別表第1の11中「第3条第11項関係」を「第3条第12項関係」に改める。

別表第1の12中「第3条第12項関係」を「第3条第13項関係」に改める。

別表第1の13中「第3条第13項関係」を「第3条第14項関係」に改める。

別表第1の14中「第3条第14項関係」を「第3条第15項関係」に改める。

別表第1の15中「第3条第15項関係」を「第3条第16項関係」に改める。

別表第1の16中「第3条第16項関係」を「第3条第17項関係」に改める。

別表第1の17中「第3条第17項関係」を「第3条第18項関係」に改める。

別表第1の18中「第3条第18項関係」を「第3条第19項関係」に改める。

別表第1の19中「第3条第19項関係」を「第3条第20項関係」に改める。

別表第1の20中「第3条第20項関係」を「第3条第21項関係」に改める。

別表第1の21中「第3条第21項関係」を「第3条第22項関係」に改める。

別表第1の22中「第3条第22項関係」を「第3条第23項関係」に改める。

別表第1の23中「第3条第23項関係」を「第3条第24項関係」に改める。

別表第1の24中「第3条第24項関係」を「第3条第25項関係」に改める。

別表第1の25から別表第1の28までを次のように改める。

別表第1の25から別表第1の28まで 削除

別表第1の29中「第3条第29項関係」を「第3条第26項関係」に改める。

別表第1の30中「第3条第30項関係」を「第3条第27項関係」に改める。

別表第1の31中「第3条第31項関係」を「第3条第28項関係」改める。

別表第1の32中「第3条第32項関係」を「第3条第29項関係」に改める。

別表第1の33中「第3条第33項関係」を「第

3 条第 3 0 項関係」に改める。

別表第 1 の 3 4 中「第 3 条第 3 4 項関係」を「第 3 条第 3 1 項関係」に改める。

別表第 1 の 3 4 の次に次の 3 表を加える。



別表第1の35（第3条第32項関係）

一般行政 防衛装備庁の内部部局等

標準的な官職	標準職務遂行能力	
長官	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部局を横断する課題や庁の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	大局的な視野と将来的な展望に立って、所管行政を推進することができる。
	③判断	部局を横断する課題や庁の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	国民の視点に立ち、不断の業務見直しを庁内に徹底することができる。
	⑥組織統率	強い指導力を発揮し、部局及び機関の統率を行い、成果を挙げることができる。
防衛技監	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、庁の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、庁の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。
	③判断	庁の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	⑥組織統率	指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。
部長	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。
	③判断	担当分野の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、担当分野の責任者として、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	⑥組織統率	指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。
課長	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、国民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。
	③判断	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
室長	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。
	③判断	担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長補佐	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案、事務事業の実施	組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。
	③判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。
	⑤業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	⑥部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
係長	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
	③協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
係員	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	③コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	④業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。



別表第1の36（第3条第33項関係）

一般行政 研究所及び先進技術推進センター

標準的な官職	標準職務遂行能力	
所長	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。
	③判断	機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	⑥組織統率	組織統率を行い、成果を挙げることができる。
部長	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②実施方針の立案	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえた実施方針を示すことができる。
	③判断	担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率	業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げることができる。
課長	①倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②実施計画の立案	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえた実施計画を立案することができる。
	③判断	所管する事案について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長補佐	①倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②方策・計画の立案、事務事業の実施	組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。
	③判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	⑥部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
係長	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。
	③協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
係員	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	③コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	④業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。



別表第1の37（第3条第34項関係）

一般行政 試験場

標準的な官職	標準職務遂行能力	
副場長	①倫理	国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②執行方針の立案	組織方針に基づき、的確な状況認識の下、試験場長を助け、業務の執行方針を示すことができる。
	③判断	試験場長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。
	④説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、試験場長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率	業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げることができる。
班長	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②事案対応	担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。
	③協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	④説明	担当する業務の執行において分かりやすい説明を行うことができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
係員	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	③コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	④業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。



別表第2の9を次のように改める。



別表第2の9（第4条第9項関係）

研究 防衛装備庁の内部部局

標準的な官職	標準職務遂行能力	
革新技術戦略官	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、研究部門の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	庁等の方針及び行政ニーズを踏まえ、研究部門の業務運営の基本的な方針を示すことができる。
	③知識・技術・統括・説明	高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、広範囲にわたる研究を統括し、合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整	対外的に研究部門を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	⑥組織統率	指導力を発揮し、研究部門の統率を行い、成果を挙げることができる。
装備開発官	①倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②構想	組織方針及び行政ニーズを踏まえ、重点的に取り組むべき研究課題を示すことができる。
	③知識・技術・説明	高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、困難な研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整	円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	組織の業務運営に関し、的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
室長	①倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②企画・立案	組織方針に基づき、取り組むべき研究に関する企画・立案を行うことができる。
	③知識・技術・説明	高度な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整	円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	⑤業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	⑥組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
主任研究官	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②方策・計画の立案、研究の実施	組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案するとともに、自ら業務の中核を担うことができる。
	③知識・技術・説明	専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	④調整	円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。
	⑤業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	⑥部下等の指導	部下等の指導を行うことができる。
研究員	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術、情報収集	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得するとともに、業務に関係する情報を収集・整理することができる。
	③解釈・説明	情報及びデータを合理的に分析・解釈するとともに、分かりやすい説明を行うことができる。
	④協調性	上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。
	⑤業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。



別表 1 1 を次のように改める。



別表第11（第13条関係）

政策企画立案等支援 防衛省本省又は防衛装備庁の内部部局

標準的な官職	標準職務遂行能力	
分析官	①倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	②知識・技術	特定の行政分野における高度な専門的知識及び経験に基づき、調査、研究、情報の収集及び分析等を行うことができる。
	③助言・提言	調査、研究、情報の分析等の結果に基づき、適切な助言・提言等を行い、施策の企画・立案等を支援することができる。
	④業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を遂行することができる。



第 1 4 1 条～第 1 5 7 条 （略）

附 則

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 2 条～第 1 0 条 （略）